

伊勢市公報

第383号
令和3年10月20日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則	3
教育委員会規則	
○ 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則	11
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	13
訓 令	
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	15
○ 伊勢市公共測量作業規程の一部を改正する訓令	18
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道事業における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程	20
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程	22
告 示	
○ 令和3年度補正予算の要領について	24
○ 令和3年度補正予算の要領について	28
○ 令和2年度決算の要領について	40
○ 市道の路線の認定について	84
○ 道路の区域の決定について	85
○ 道路の供用開始について	86
○ 地縁団体の認可について	87
○ 収納の事務の委託の告示事項の変更について	89
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	90
選挙管理委員会告示	
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の選挙時登録の登録基準日等を定めることについて	91
・ 候補者届等の書類提出場所について	92
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	93
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	94
・ 投票記載所における候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時について	95
・ 投票の順序を定めることについて	96
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	97
○ 衆議院議員総選挙関係	
・ 投票記載所における候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時について	98
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	99
・ 選挙人名簿登録の移替えの延期について	100

・郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	101
・開票の場所及び日時について	102
・最高裁判所裁判官国民審査における開票の日時について	103
・最高裁判所裁判官国民審査における氏名等の掲示場所について	104
・最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の交付場所について	105
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	106
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	107
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	108
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	110
○ 所有者の判明しない犬の引取りについて	111
○ 都市公園の供用開始について	112
○ 公示送達	113
○ 公示送達	114
公 表	
○ 令和2年度定期監査等結果に対する措置状況について	115
○ 令和2年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	119

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年10月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第49号

伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年伊勢市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、次項に規定するもののほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長若しくは消防本部（消防署を含む。）又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（市長が指定するものに限る。）

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電

子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ その他市長が別に定めるもの

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第3号に掲げる事項を入力することに代えて、同号の併せて提出すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 市長等が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (3) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされ

ている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。以下同じ。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、申請等を行わなければならない。

(1) 市長等が電子署名を要することとしている申請等 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信する方法

(2) 市長等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等 識別番号及び暗証番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

(3) 市長等が識別番号及び暗証番号の入力並びに個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号（以下「生体認証符号等」という。）の使用を要することとしている申請等 識別番号及び暗証番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、並びに生体認証符号等を使用する方法

(4) 市長等が識別番号の入力及び生体認証符号等の使用を要することとしている申請等 識別番号を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、及び生体認証符号等を使用する方法

(5) 市長が前各号に定める方法以外の方法を要することとしている申請等 市長が当該申請等に応じて定める方法

3 同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

4 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- (1) 電子署名を行い、電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。
- (2) 第2項第2号に規定する識別番号及び暗証番号を入力すること。
- (3) 第2項第3号に規定する識別番号及び暗証番号を入力し、生体認証符号等を使用すること。
- (4) 第2項第4号に規定する識別番号を入力し、生体認証符号等を使用すること。
- (5) 第2項第5号に掲げる申請等をする場合において、市長等が当該申請等に応じて定める措置

5 条例第4条第5項に規定する規則で定める方法は、第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

6 条例第4条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等を行う者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使

用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等が定めるところによる届出

3 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- (1) 電子署名を行うこと。
- (2) 識別番号及び暗証番号を処分通知等を行う市長等の使用に係る電子計算機から入力すること。

4 条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該事項を市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該事務所に備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 市長等は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は当該事項を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- (1) 電子署名を行うこと。
- (2) 識別番号及び暗証番号を処分通知等を行う市長等の使用に係る電子計算機から入力すること。

（適用除外）

第9条 条例第8条第1号に規定する情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるものは、次に掲げる場合に係る手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項について対面により確認をする必要があると市長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると市長が認める場合
- (3) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長が認める場合

（添付書面等の省略）

第10条 条例第9条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上

欄に掲げる書面等とし、条例第9条に規定する規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合に必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月11日から施行する。

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則をここに
公布する。

令和3年10月1日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第 12 号

伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月1日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

伊勢市教育委員会規則第13号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同条第1項」を「この項において準用する同条第1項」に改め、「平成17年伊勢市規則第20号」の次に「。以下「勤務時間規則」という。」を加える。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び出生応援休暇」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（出生応援休暇）

第8条 条例第15条の3第1項及び第2項の規定は、外国語指導助手（この項において準用する同条第1項に規定する申出の時点において、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第18条の4第1項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して12月を経過する日までに、その任期が更新される場合における当該更新後の任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の出生応援休暇について準用する。

2 前項に規定する出生応援休暇は、無給の休暇とする。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第9号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 配布され、又は交付された文書等は、文書管理システムに所要事項を記録するものとする。ただし、文書管理システムに記録する必要がないと認められるものは、この限りでない。

第14条の2を次のように改める。

（通信回線を利用した收受の処理）

第14条の2 通信回線を利用して受信した電磁的記録は、文書管理システムに所要事項を記録するものとする。ただし、文書管理システムに記録する必要がないと認められるものは、この限りでない。

2 前項の電磁的記録は、当該受信に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時又はファクシミリ装置により受信した時に到達したものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときは、当該書面を到達した文書とみなし、第9条から前条までの規定により收受の処理を行うことができる。

第33条の次に次の1条を加える。

（公印の押印に代わる措置）

第33条の2 伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年伊勢市条例第28号）第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う処分通知等（以下「電子処分通知書等」という。）又は同条例第7条第1項の規定により電磁的記録により行う作成等（以下「電子作成等」という。）のうち公印を押印することとされているもの

については、同条例第5条第4項又は同条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものを講じるときは、第32条の規定による公印の押印を要しない。

- 2 前項の規定は、電子処分通知等又は電子作成等に準ずる電磁的記録について準用する。この場合において、同項中「規則で定めるもの」とあるのは、「規則で定めるものに準じて別に定める措置」と読み替えるものとする。

第35条第1項に次の1号を加える。

- (3) 電子処分通知等、電子作成等その他これらに準ずる電磁的記録を送信する場合

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市公共測量作業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第10号

伊勢市公共測量作業規程の一部を改正する訓令

伊勢市公共測量作業規程（平成21年伊勢市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程」を「訓令」に改める。

第2条を次のように改める。

（準用規定）

第2条 伊勢市が行う公共測定の作業方法等については、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号。以下「準則」という。）を準用する。この場合において、準則第1条第1項中「準則」とあるのは「訓令」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「訓令」と、「公共測定」とあるのは「伊勢市が行う公共測定」と、準則第2条中「公共測定」とあるのは「この訓令を適用して行う測定」と、準則第3条第2項、準則第5条第3項第2号、準則第7条、準則第8条第1項、準則第13条第2項並びに準則第17条第1項及び第2項中「準則」とあるのは「訓令」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市上下水道事業における伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和3年10月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 5 号

伊勢市上下水道事業における伊勢市情報通信技術を活用した行政の
推進に関する条例施行規程

水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う市長が所管する手続等に関する伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 3 年伊勢市条例第 28 号）の施行については、伊勢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 3 年伊勢市規則第 49 号）の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 11 日から施行する。

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月1日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第9号

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院医師及び看護師奨学金の貸与に関する条例施行規程（平成24年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「規定する育児休業」の次に「、伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）第8条の3に規定する自己啓発等休業、同規程第8条の4に規定する配偶者同行休業」を加え、同条第3項中「(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)」を削り、「介護休暇」の次に「又は出生応援休暇」を加える。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

伊勢市告示第 151 号

令和 3 年 8 月 12 日に専決処分をした令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 3 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、80,798 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,199,499 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 県支出金		3,562,657	80,798	3,643,455
	3 委託金	296,620	80,798	377,418
歳入合計		54,118,701	80,798	54,199,499

伊勢市告示第 152 号

令和 3 年 9 月 22 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 3 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和3年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、250,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、54,449,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		8,744,792	10,457	8,755,249
	1 国庫負担金	6,130,188	3,554	6,133,742
	2 国庫補助金	2,572,365	6,903	2,579,268
18 県支出金		3,643,455	8,777	3,652,232
	1 県負担金	2,362,302	1,777	2,364,079
	2 県補助金	903,735	7,000	910,735
21 繰入金		4,316,120	96,618	4,412,738
	1 基金繰入金	4,247,674	96,618	4,344,292
22 繰越金		78,645	57,888	136,533
	1 繰越金	78,645	57,888	136,533
23 諸収入		729,915	60,714	790,629
	5 雑入	685,802	60,714	746,516
24 市債		5,941,200	15,600	5,956,800
	1 市債	5,941,200	15,600	5,956,800
歳入合計		54,199,499	250,054	54,449,553

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		20,771,064	28,836	20,799,900
	2 老人福祉費	4,484,845	18,011	4,502,856
	3 児童福祉費	8,001,389	10,825	8,012,214
4 衛生費		6,068,905	20,000	6,088,905
	1 保健衛生費	3,871,564	20,000	3,891,564
6 農林水産業費		885,245	16,000	901,245
	1 農業費	699,621	16,000	715,621
7 商工費		930,084	44,778	974,862
	1 商工費	930,084	44,778	974,862
8 観光費		791,975	31,951	823,926
	1 観光費	791,975	31,951	823,926
10 消防費		2,856,308	22,536	2,878,844
	1 消防費	2,856,308	22,536	2,878,844
11 教育費		5,339,735	85,953	5,425,688
	1 教育総務費	2,225,803	29,453	2,255,256
	2 小学校費	561,332	18,600	579,932
	3 中学校費	367,632	2,800	370,432
	6 保健体育費	1,470,567	35,100	1,505,667
歳 出	合 計	54,199,499	250,054	54,449,553

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
電子入札・物品調達システム改修業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	41,000
ふるさと応援寄附金サイト関連経費	自 令和3年度 至 令和4年度	33,917
一般廃棄物収集運搬業務委託 (令和3年度債務負担行為)	自 令和3年度 至 令和6年度	58,190

第 3 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
緊急自然災害 防止対策事業債	271,200	286,800

令和3年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、170,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,713,602千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,527,981	7,111	2,535,092
	1 一般会計繰入金	2,271,320	7,111	2,278,431
7 繰越金		1	163,050	163,051
	1 繰越金	1	163,050	163,051
歳入合計		14,543,441	170,161	14,713,602

令和3年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	7,879,452	12,300	7,891,752
第3項	医業外収益	1,721,909	12,300	1,734,209

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 396,829千円は、当年度分損益勘定留保資金等 396,829千円で補填するものとする。）（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	558,317	7,700	566,017
第6項	他会計補助金	0	7,700	7,700

（他会計からの補助金）

第4条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(3)	新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金	0	20,000	20,000

令和 3 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 5 1, 9 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 4, 6 0 1, 4 5 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		20,799,900	48,200	20,848,100
	1 社会福祉費	6,005,838	14,000	6,019,838
	3 児童福祉費	8,012,214	34,200	8,046,414
7 商工費		974,862	100,800	1,075,662
	1 商工費	974,862	100,800	1,075,662
11 教育費		5,425,688	2,900	5,428,588
	4 幼稚園費	135,011	2,900	137,911
合 計		54,449,553	151,900	54,601,453

伊勢市告示第 153 号

令和 3 年 9 月 22 日開議の市議会定例会で認定を経た令和 2 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の要領は、次のとおりです。

令和 3 年 10 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 2年度 伊勢市一般会計・

会 計 別		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額
一 般 会 計		円 73,076,941,827	円 68,969,784,504	円 68,032,831,682
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	12,915,336,000	12,924,610,891	12,756,566,714
	後 期 高 齢 者 医 療	3,215,637,000	3,252,919,852	3,205,448,278
	介 護 保 険	14,647,612,000	14,806,739,918	14,257,265,126
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	4,615,000	4,946,863	4,594,331
	観 光 交 通 対 策	477,071,000	445,165,508	444,759,873
	土 地 取 得	1,354,962,546	1,132,685,492	1,132,358,131

特別会計 決算一覧表

翌年度へ繰越すべき財源	歳入歳出差引残額	備 考
円 655,418,912	円 281,533,910	基金積立額(145,000,000円)を含む
0	168,044,177	基金積立額(90,000,000円)を含む
0	47,471,574	
0	549,474,792	
0	352,532	
0	405,635	
0	327,361	

令和 2年度 伊勢市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 市 税		16,000,000,000	17,112,798,787
	1 市民税	6,936,000,000	7,317,381,549
	2 固定資産税	6,608,911,000	7,180,337,572
	3 軽自動車税	398,000,000	422,649,226
	4 市たばこ税	700,089,000	719,200,904
	5 入湯税	14,000,000	15,840,150
	6 都市計画税	1,343,000,000	1,457,389,386
2 地方譲与税		335,366,000	356,474,000
	1 地方揮発油譲与税	75,000,000	84,695,000
	2 自動車重量譲与税	235,000,000	246,413,000
	3 森林環境譲与税	25,366,000	25,366,000
3 利子割交付金		16,000,000	18,130,000
	1 利子割交付金	16,000,000	18,130,000
4 配当割交付金		70,000,000	84,142,000
	1 配当割交付金	70,000,000	84,142,000
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000,000	91,093,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000,000	91,093,000
6 法人事業税交付金		90,000,000	100,864,000
	1 法人事業税交付金	90,000,000	100,864,000
7 地方消費税交付金		2,680,000,000	2,824,796,000
	1 地方消費税交付金	2,680,000,000	2,824,796,000
8 ゴルフ場利用税交付金		14,000,000	16,253,965
	1 ゴルフ場利用税交付金	14,000,000	16,253,965
9 自動車取得税交付金		1,000	22,208
	1 自動車取得税交付金	1,000	22,208
10 環境性能割交付金		35,000,000	39,228,000
	1 環境性能割交付金	35,000,000	39,228,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		87,372,000	87,372,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	87,372,000	87,372,000

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
16,541,455,723	84,152,130	487,190,934	541,455,723
7,159,504,994	15,778,055	142,098,500	223,504,994
6,849,434,977	55,912,534	274,990,061	240,523,977
406,385,322	1,319,283	14,944,621	8,385,322
719,200,904	0	0	19,111,904
15,840,150	0	0	1,840,150
1,391,089,376	11,142,258	55,157,752	48,089,376
356,474,000	0	0	21,108,000
84,695,000	0	0	9,695,000
246,413,000	0	0	11,413,000
25,366,000	0	0	0
18,130,000	0	0	2,130,000
18,130,000	0	0	2,130,000
84,142,000	0	0	14,142,000
84,142,000	0	0	14,142,000
91,093,000	0	0	51,093,000
91,093,000	0	0	51,093,000
100,864,000	0	0	10,864,000
100,864,000	0	0	10,864,000
2,824,796,000	0	0	144,796,000
2,824,796,000	0	0	144,796,000
16,253,965	0	0	2,253,965
16,253,965	0	0	2,253,965
22,208	0	0	21,208
22,208	0	0	21,208
39,228,000	0	0	4,228,000
39,228,000	0	0	4,228,000
87,372,000	0	0	0
87,372,000	0	0	0

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
12 地方特例交付金		122,106,000	122,106,000
	1 地方特例交付金	122,106,000	122,106,000
13 地方交付税		10,711,250,000	10,959,020,000
	1 地方交付税	10,711,250,000	10,959,020,000
14 交通安全対策特別交付金		14,000,000	14,290,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000,000	14,290,000
15 分担金及び負担金		558,677,000	562,948,737
	1 負 担 金	558,077,000	562,348,737
	2 分 担 金	600,000	600,000
16 使用料及び手数料		313,758,000	324,829,612
	1 使 用 料	260,021,000	268,961,512
	2 手 数 料	53,737,000	55,868,100
17 国庫支出金		23,374,942,534	23,270,225,042
	1 国庫負担金	6,383,669,425	5,982,003,245
	2 国庫補助金	16,956,080,109	17,249,172,908
	3 委 託 金	35,193,000	39,048,889
18 県支出金		3,488,594,000	3,486,034,811
	1 県負担金	2,326,635,000	2,315,665,142
	2 県補助金	891,156,000	879,701,136
	3 委 託 金	270,803,000	290,668,533
19 財産収入		83,987,000	98,828,611
	1 財産運用収入	41,777,000	39,222,599
	2 財産売払収入	42,210,000	59,606,012
20 寄 附 金		423,239,000	458,786,945
	1 寄 附 金	423,239,000	458,786,945
21 繰 入 金		4,981,969,000	2,126,259,247
	1 基金繰入金	4,943,517,000	2,091,673,551
	2 特別会計繰入金	38,452,000	34,585,696
22 繰 越 金		354,476,713	354,477,615

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
122,106,000	0	0	0
122,106,000	0	0	0
10,959,020,000	0	0	247,770,000
10,959,020,000	0	0	247,770,000
14,290,000	0	0	290,000
14,290,000	0	0	290,000
557,689,736	1,229,709	4,029,292	△987,264
557,089,736	1,229,709	4,029,292	△987,264
600,000	0	0	0
316,307,894	151,000	8,370,718	2,549,894
260,781,674	0	8,179,838	760,674
55,526,220	151,000	190,880	1,789,220
22,060,055,483	0	1,210,169,559	△1,314,887,051
5,946,384,083	0	35,619,162	△437,285,342
16,074,622,511	0	1,174,550,397	△881,457,598
39,048,889	0	0	3,855,889
3,476,754,811	0	9,280,000	△11,839,189
2,315,665,142	0	0	△10,969,858
870,421,136	0	9,280,000	△20,734,864
290,668,533	0	0	19,865,533
83,441,515	0	15,387,096	△545,485
37,674,541	0	1,548,058	△4,102,459
45,766,974	0	13,839,038	3,556,974
458,786,945	0	0	35,547,945
458,786,945	0	0	35,547,945
2,126,259,247	0	0	△2,855,709,753
2,091,673,551	0	0	△2,851,843,449
34,585,696	0	0	△3,866,304
354,477,615	0	0	902

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	1 繰越金	354,476,713	354,477,615
23 諸収入		650,003,580	876,059,708
	1 延滞金、加算金及び過料	26,000,000	37,664,229
	2 市預金利子	100,000	503,715
	3 貸付金元利収入	14,441,000	65,373,628
	4 受託事業収入	51,230,000	51,274,100
	5 雑入	558,232,580	721,244,036
24 市債		8,632,200,000	7,634,100,000
	1 市債	8,632,200,000	7,634,100,000
歳入合計		73,076,941,827	71,019,140,288

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
354,477,615	0	0	902
646,664,362	9,880,446	219,514,900	△3,339,218
37,668,609	0	△4,380	11,668,609
503,715	0	0	403,715
13,241,000	0	52,132,628	△1,200,000
23,774,100	0	27,500,000	△27,455,900
571,476,938	9,880,446	139,886,652	13,244,358
7,634,100,000	0	0	△998,100,000
7,634,100,000	0	0	△998,100,000
68,969,784,504	95,413,285	1,953,942,499	△4,107,157,323

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		311,625,000
	1 議 会 費	311,625,000
2 総 務 費		4,379,314,395
	1 総務管理費	3,354,117,395
	2 徴 税 費	503,270,000
	3 戸籍住民基本台帳費	372,222,000
	4 選 挙 費	33,249,000
	5 統計調査費	81,994,000
	6 監査委員費	34,462,000
3 民 生 費		33,408,620,000
	1 社会福祉費	18,375,758,000
	2 老人福祉費	4,398,033,000
	3 児童福祉費	8,309,892,000
	4 生活保護費	2,223,644,000
	5 人権政策費	87,056,000
	6 国民年金事務費	14,237,000
4 衛 生 費		6,390,133,000
	1 保健衛生費	4,276,875,000
	2 清 掃 費	2,113,258,000
5 労 働 費		66,111,000
	1 労働諸費	66,111,000
6 農 林 水 産 業 費		1,215,162,598
	1 農 業 費	941,528,398
	2 林 業 費	95,013,000
	3 水産業費	178,621,200
7 商 工 費		1,800,167,000
	1 商 工 費	1,800,167,000
8 観 光 費		774,781,000
	1 観 光 費	774,781,000
9 土 木 費		7,719,808,949

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
302,228,663	0	9,396,337	9,396,337
302,228,663	0	9,396,337	9,396,337
4,161,137,367	0	218,177,028	218,177,028
3,195,329,562	0	158,787,833	158,787,833
488,392,935	0	14,877,065	14,877,065
330,494,694	0	41,727,306	41,727,306
31,853,913	0	1,395,087	1,395,087
81,330,696	0	663,304	663,304
33,735,567	0	726,433	726,433
33,024,776,147	1,320,000	382,523,853	383,843,853
18,153,277,622	0	222,480,378	222,480,378
4,381,520,036	1,320,000	15,192,964	16,512,964
8,178,219,732	0	131,672,268	131,672,268
2,214,395,734	0	9,248,266	9,248,266
83,272,235	0	3,783,765	3,783,765
14,090,788	0	146,212	146,212
5,358,771,419	923,720,000	107,641,581	1,031,361,581
3,262,836,526	923,720,000	90,318,474	1,014,038,474
2,095,934,893	0	17,323,107	17,323,107
60,490,425	0	5,620,575	5,620,575
60,490,425	0	5,620,575	5,620,575
960,239,407	188,406,271	66,516,920	254,923,191
751,738,472	132,706,271	57,083,655	189,789,926
88,516,299	0	6,496,701	6,496,701
119,984,636	55,700,000	2,936,564	58,636,564
1,688,956,681	3,988,000	107,222,319	111,210,319
1,688,956,681	3,988,000	107,222,319	111,210,319
717,572,731	2,584,000	54,624,269	57,208,269
717,572,731	2,584,000	54,624,269	57,208,269
5,710,045,241	1,795,862,000	213,901,708	2,009,763,708

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
	1 土木管理費	306,563,000
	2 道路橋梁費	2,356,101,249
	3 河川費	934,628,700
	4 港湾海岸費	10,937,000
	5 都市計画費	3,816,734,000
	6 住宅費	294,845,000
10 消防費		2,492,804,000
	1 消防費	2,492,804,000
11 教育費		8,371,342,200
	1 教育総務費	2,818,413,000
	2 小学校費	3,256,196,500
	3 中学校費	322,086,000
	4 幼稚園費	181,282,000
	5 社会教育費	694,349,700
	6 保健体育費	1,099,015,000
12 災害復旧費		314,457,080
	1 農林水産業施設災害復旧費	27,807,680
	2 公共土木施設災害復旧費	286,637,400
	3 文教施設災害復旧費	9,000
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3,000
13 公債費		5,701,094,000
	1 公債費	5,701,094,000
14 諸支出金		2,000
	1 普通財産取得費	2,000
15 予備費		131,519,605
	1 予備費	131,519,605
歳 出 合 計		73,076,941,827

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

936,952,822 円
145,000,000 円

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
290,643,802	0	15,919,198	15,919,198
1,831,334,300	500,695,000	24,071,949	524,766,949
775,311,405	68,184,000	91,133,295	159,317,295
10,096,480	0	840,520	840,520
2,523,475,057	1,226,983,000	66,275,943	1,293,258,943
279,184,197	0	15,660,803	15,660,803
2,333,938,488	71,200,000	87,665,512	158,865,512
2,333,938,488	71,200,000	87,665,512	158,865,512
7,776,527,482	193,729,200	401,085,518	594,814,718
2,491,580,970	135,470,000	191,362,030	326,832,030
3,174,398,751	0	81,797,749	81,797,749
306,096,612	0	15,989,388	15,989,388
172,076,081	0	9,205,919	9,205,919
647,368,757	0	46,980,943	46,980,943
985,006,311	58,259,200	55,749,489	114,008,689
237,865,388	61,959,000	14,632,692	76,591,692
21,115,160	0	6,692,520	6,692,520
216,750,228	61,959,000	7,928,172	69,887,172
0	0	9,000	9,000
0	0	3,000	3,000
5,700,282,243	0	811,757	811,757
5,700,282,243	0	811,757	811,757
0	0	2,000	2,000
0	0	2,000	2,000
0	0	131,519,605	131,519,605
0	0	131,519,605	131,519,605
68,032,831,682	3,242,768,471	1,801,341,674	5,044,110,145

令和 2年度 伊勢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険料		2,352,536,000	2,708,016,020
	1 国民健康保険料	2,352,536,000	2,708,016,020
2 国民健康保険税		25,000	775,000
	1 国民健康保険税	25,000	775,000
3 国庫支出金		28,562,000	28,555,000
	1 国庫補助金	28,562,000	28,555,000
4 県支出金		9,273,145,000	9,242,601,714
	1 県補助金	9,273,145,000	9,242,601,714
5 財産収入		770,000	769,715
	1 財産運用収入	770,000	769,715
6 繰入金		1,118,904,000	1,118,903,639
	1 他会計繰入金	918,904,000	918,903,639
	2 基金繰入金	200,000,000	200,000,000
7 繰越金		110,600,000	110,600,529
	1 繰越金	110,600,000	110,600,529
8 諸収入		30,794,000	42,192,498
	1 延滞金、加算金及び過料	20,600,000	25,154,639
	2 預金利子	10,000	21,369
	3 雑入	10,184,000	17,016,490
歳 入 合 計		12,915,336,000	13,252,414,115

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2,382,003,411	39,178,670	286,833,939	29,467,411
2,382,003,411	39,178,670	286,833,939	29,467,411
23,800	319,300	431,900	△1,200
23,800	319,300	431,900	△1,200
28,555,000	0	0	△7,000
28,555,000	0	0	△7,000
9,242,601,714	0	0	△30,543,286
9,242,601,714	0	0	△30,543,286
769,715	0	0	△285
769,715	0	0	△285
1,118,903,639	0	0	△361
918,903,639	0	0	△361
200,000,000	0	0	0
110,600,529	0	0	529
110,600,529	0	0	529
41,153,083	66,234	973,181	10,359,083
25,154,639	0	0	4,554,639
21,369	0	0	11,369
15,977,075	66,234	973,181	5,793,075
12,924,610,891	39,564,204	288,239,020	9,274,891

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		186,399,000
	1 総務管理費	174,793,000
	2 賦課徴収費	10,685,000
	3 運営協議会費	380,000
	4 趣旨普及費	541,000
2 保険給付費		9,053,460,000
	1 療養諸費	7,843,544,000
	2 高額療養費	1,168,250,000
	3 移送費	268,000
	4 出産育児諸費	30,240,000
	5 葬祭諸費	10,200,000
	6 傷病手当金	958,000
3 国民健康保険事業費納付金		3,219,608,000
	1 医療給付費分	2,153,857,000
	2 後期高齢者支援金等分	793,270,000
	3 介護納付金分	272,481,000
4 保健事業費		198,847,000
	1 特定健康診査等事業費	166,179,000
	2 保健事業費	32,668,000
5 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
6 諸支出金		256,002,000
	1 償還金及び還付加算金	30,182,000
	2 基金積立金	225,820,000
7 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		12,915,336,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
176,575,413	0	9,823,587	9,823,587
166,604,113	0	8,188,887	8,188,887
9,319,615	0	1,365,385	1,365,385
216,000	0	164,000	164,000
435,685	0	105,315	105,315
8,923,352,299	0	130,107,701	130,107,701
7,733,346,623	0	110,197,377	110,197,377
1,160,441,676	0	7,808,324	7,808,324
0	0	268,000	268,000
20,564,000	0	9,676,000	9,676,000
9,000,000	0	1,200,000	1,200,000
0	0	958,000	958,000
3,219,605,939	0	2,061	2,061
2,153,856,376	0	624	624
793,269,541	0	459	459
272,480,022	0	978	978
183,794,354	0	15,052,646	15,052,646
155,006,718	0	11,172,282	11,172,282
28,787,636	0	3,880,364	3,880,364
0	0	20,000	20,000
0	0	20,000	20,000
253,238,709	0	2,763,291	2,763,291
27,418,994	0	2,763,006	2,763,006
225,819,715	0	285	285
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
12,756,566,714	0	158,769,286	158,769,286

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

168,044,177 円
90,000,000 円

令和 2 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 後期高齢者医療保険料		1,329,871,000	1,375,285,395
	1 後期高齢者医療保険料	1,329,871,000	1,375,285,395
2 繰入金		1,822,102,000	1,822,086,971
	1 一般会計繰入金	1,822,102,000	1,822,086,971
3 繰越金		60,633,000	60,633,660
	1 繰越金	60,633,000	60,633,660
4 諸収入		2,500,000	1,517,551
	1 延滞金、加算金及び過料	200,000	253,177
	2 雑入	2,300,000	1,264,374
5 国庫支出金		531,000	531,000
	1 国庫補助金	531,000	531,000
歳 入 合 計		3,215,637,000	3,260,054,577

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1,368,150,670	929,467	6,205,258	38,279,670
1,368,150,670	929,467	6,205,258	38,279,670
1,822,086,971	0	0	△15,029
1,822,086,971	0	0	△15,029
60,633,660	0	0	660
60,633,660	0	0	660
1,517,551	0	0	△982,449
253,177	0	0	53,177
1,264,374	0	0	△1,035,626
531,000	0	0	0
531,000	0	0	0
3,252,919,852	929,467	6,205,258	37,282,852

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		55,505,000
	1 総務管理費	50,660,000
	2 徴収費	4,845,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,152,157,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,152,157,000
3 公債費		2,000
	1 公債費	2,000
4 諸支出金		6,973,000
	1 償還金及び還付加算金	6,973,000
5 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		3,215,637,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
50,929,233	0	4,575,767	4,575,767
46,635,719	0	4,024,281	4,024,281
4,293,514	0	551,486	551,486
3,148,581,761	0	3,575,239	3,575,239
3,148,581,761	0	3,575,239	3,575,239
0	0	2,000	2,000
0	0	2,000	2,000
5,937,284	0	1,035,716	1,035,716
5,937,284	0	1,035,716	1,035,716
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
3,205,448,278	0	10,188,722	10,188,722

歳入歳出差引残額

47,471,574 円

令和 2年度 伊勢市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 保 険 料		2,680,227,000	2,717,439,941
	1 介護保険料	2,680,227,000	2,717,439,941
2 国庫支出金		3,362,641,000	3,525,970,449
	1 国庫負担金	2,443,769,000	2,443,769,648
	2 国庫補助金	918,872,000	1,082,200,801
3 支払基金交付金		3,665,203,000	3,655,817,721
	1 支払基金交付金	3,665,203,000	3,655,817,721
4 県支出金		2,007,475,000	2,007,475,458
	1 県負担金	1,915,973,000	1,915,973,000
	2 県補助金	91,502,000	91,502,458
5 財産収入		545,000	544,123
	1 財産運用収入	545,000	544,123
6 繰入金		2,400,881,000	2,391,934,621
	1 一般会計繰入金	2,241,935,000	2,241,934,621
	2 基金繰入金	158,946,000	150,000,000
7 繰越金		524,557,000	524,557,895
	1 繰越金	524,557,000	524,557,895
8 諸収入		6,083,000	6,763,056
	1 延滞金、加算金及び過料	914,000	1,078,175
	2 預金利子	55,000	55,342
	3 雑入	5,114,000	5,629,539
歳 入 合 計		14,647,612,000	14,830,503,264

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2,693,676,595	6,898,993	16,864,353	13,449,595
2,693,676,595	6,898,993	16,864,353	13,449,595
3,525,970,449	0	0	163,329,449
2,443,769,648	0	0	648
1,082,200,801	0	0	163,328,801
3,655,817,721	0	0	△9,385,279
3,655,817,721	0	0	△9,385,279
2,007,475,458	0	0	458
1,915,973,000	0	0	0
91,502,458	0	0	458
544,123	0	0	△877
544,123	0	0	△877
2,391,934,621	0	0	△8,946,379
2,241,934,621	0	0	△379
150,000,000	0	0	△8,946,000
524,557,895	0	0	895
524,557,895	0	0	895
6,763,056	0	0	680,056
1,078,175	0	0	164,175
55,342	0	0	342
5,629,539	0	0	515,539
14,806,739,918	6,898,993	16,864,353	159,127,918

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額
1 総務費		278,425,000
	1 総務管理費	219,250,000
	2 徴収費	13,191,000
	3 介護認定諸費	45,984,000
2 保険給付費		13,514,402,000
	1 介護サービス等諸費	13,514,402,000
3 地域支援事業費		595,902,000
	1 地域支援事業費	595,902,000
4 基金積立金		545,000
	1 基金積立金	545,000
5 公債費		400,000
	1 公債費	400,000
6 諸支出金		256,938,000
	1 償還金及び還付加算金	247,803,000
	2 繰出金	9,135,000
7 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		14,647,612,000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
269,868,547	0	8,556,453	8,556,453
215,780,189	0	3,469,811	3,469,811
11,884,547	0	1,306,453	1,306,453
42,203,811	0	3,780,189	3,780,189
13,179,465,343	0	334,936,657	334,936,657
13,179,465,343	0	334,936,657	334,936,657
553,722,725	0	42,179,275	42,179,275
553,722,725	0	42,179,275	42,179,275
544,123	0	877	877
544,123	0	877	877
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
253,664,388	0	3,273,612	3,273,612
245,587,078	0	2,215,922	2,215,922
8,077,310	0	1,057,690	1,057,690
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
14,257,265,126	0	390,346,874	390,346,874

歳入歳出差引残額

549,474,792 円

令和 2年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 事業収入		2,785,000	317,305,186
	1 事業収入	2,785,000	317,305,186
2 県支出金		632,000	632,000
	1 県補助金	632,000	632,000
3 財産収入		19,000	18,614
	1 財産運用収入	19,000	18,614
4 繰入金		0	0
	1 基金繰入金	0	0
5 繰越金		1,179,000	1,178,750
	1 繰越金	1,179,000	1,178,750
歳 入 合 計		4,615,000	319,134,550

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
3,117,499	0	314,187,687	332,499
3,117,499	0	314,187,687	332,499
632,000	0	0	0
632,000	0	0	0
18,614	0	0	△386
18,614	0	0	△386
0	0	0	0
0	0	0	0
1,178,750	0	0	△250
1,178,750	0	0	△250
4,946,863	0	314,187,687	331,863

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		3,535,000
	1 総務管理費	3,535,000
2 公債費		1,080,000
	1 公債費	1,080,000
歳 出 合 計		4,615,000

歳入歳出差引残額

352,532 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3,516,651	0	18,349	18,349
3,516,651	0	18,349	18,349
1,077,680	0	2,320	2,320
1,077,680	0	2,320	2,320
4,594,331	0	20,669	20,669

令和 2 年度 伊勢市観光交通対策特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 事業収入		278,441,000	323,702,700
	1 事業収入	278,441,000	323,702,700
2 財産収入		258,000	279,069
	1 財産運用収入	258,000	279,069
3 繰入金		136,080,000	58,891,700
	1 基金繰入金	112,080,000	44,000,000
	2 一般会計繰入金	24,000,000	14,891,700
4 繰越金		62,292,000	62,292,039
	1 繰越金	62,292,000	62,292,039
5 諸収入		0	0
	1 雑入	0	0
歳 入 合 計		477,071,000	445,165,508

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
323,702,700	0	0	45,261,700
323,702,700	0	0	45,261,700
279,069	0	0	21,069
279,069	0	0	21,069
58,891,700	0	0	△77,188,300
44,000,000	0	0	△68,080,000
14,891,700	0	0	△9,108,300
62,292,039	0	0	39
62,292,039	0	0	39
0	0	0	0
0	0	0	0
445,165,508	0	0	△31,905,492

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 観光交通対策事業費		477,056,000
	1 管理費	477,056,000
2 公債費		15,000
	1 公債費	15,000
歳 出 合 計		477,071,000

歳入歳出差引残額

405,635 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
444,759,857	0	32,296,143	32,296,143
444,759,857	0	32,296,143	32,296,143
16	0	14,984	14,984
16	0	14,984	14,984
444,759,873	0	32,311,127	32,311,127

令和 2 年度 伊勢市土地取得特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 財産収入		596,022,000	569,302,594
	1 財産運用収入	4,311,000	4,100,419
	2 財産売却収入	591,711,000	565,202,175
2 繰入金		758,508,546	562,952,689
	1 基金繰入金	758,508,546	562,952,689
3 繰越金		431,000	430,209
	1 繰越金	431,000	430,209
4 諸収入		1,000	0
	1 雑入	1,000	0
歳 入 合 計		1,354,962,546	1,132,685,492

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
569,302,594	0	0	△26,719,406
4,100,419	0	0	△210,581
565,202,175	0	0	△26,508,825
562,952,689	0	0	△195,555,857
562,952,689	0	0	△195,555,857
430,209	0	0	△791
430,209	0	0	△791
0	0	0	△1,000
0	0	0	△1,000
1,132,685,492	0	0	△222,277,054

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 用地取得事業費		1,354,962,546
	1 管理費	596,454,000
	2 事業費	758,508,546
歳 出 合 計		1,354,962,546

歳入歳出差引残額

327,361 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1,132,358,131	0	222,604,415	222,604,415
569,405,442	0	27,048,558	27,048,558
562,952,689	0	195,555,857	195,555,857
1,132,358,131	0	222,604,415	222,604,415

1. 令和2年度伊勢市病院事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	8,040,492,000	122,762,000	0	8,163,254,000	8,399,478,331	236,224,331	(うち、仮受消費税及び地方消費税 47,798,859)
第1項 医業収益	6,304,994,000	△ 480,357,000	0	5,824,637,000	6,013,543,057	188,906,057	(うち、仮受消費税及び地方消費税 15,513,354)
第2項 健診収益	337,250,000	△ 18,747,000	0	318,503,000	321,186,241	2,683,241	(うち、仮受消費税及び地方消費税 29,220,002)
第3項 医業外収益	1,398,148,000	621,866,000	0	2,020,014,000	2,064,749,033	44,735,033	(うち、仮受消費税及び地方消費税 3,065,503)
第4項 特別利益	100,000	0	0	100,000	0	△ 100,000	

支出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26 条第2項の 規定による 繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業法第24 条第3項の 規定による 支出額	小 計	地方公営企業法第26 条第2項の 規定による 繰越額					合 計
第1款 病院事業費用	8,263,465,000	△ 2,551,000	0	0	0	8,260,914,000	0	8,260,914,000	8,222,561,726	0	38,352,274	(うち、仮払消費税及び地方消費税 133,585,938) (うち控除対象外消費税 21,857,477)
第1項 医業費用	7,854,405,000	35,092,000	0	0	0	7,889,497,000	0	7,889,497,000	7,866,316,664	0	23,180,336	(うち、仮払消費税及び地方消費税 130,044,320)
第2項 健診費用	199,375,000	△ 2,381,000	0	0	0	196,994,000	0	196,994,000	190,559,583	0	6,434,417	(うち、仮払消費税及び地方消費税 3,477,287)
第3項 医業外費用	208,585,000	△ 35,262,000	0	0	0	173,323,000	0	173,323,000	165,685,479	0	7,637,521	(うち、仮払消費税及び地方消費税 64,331) (うち控除対象外消費税 21,857,477)
第4項 特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	0	100,000	
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

資本的収入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による繰越額に係る財 源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計			
第1款資本的収入	627,140,000	119,870,000	747,010,000	0	0	747,010,000	744,679,600	△ 2,330,400	
第1項負担金	465,370,000	0	465,370,000	0	0	465,370,000	465,370,000	0	
第2項企業債	100,000,000	0	100,000,000	0	0	100,000,000	81,400,000	△ 18,600,000	
第3項寄附金	3,000,000	9,322,000	12,322,000	0	0	12,322,000	12,998,600	676,600	
第4項基金繰入金	56,520,000	0	56,520,000	0	0	56,520,000	56,520,000	0	
第5項投資償還金	2,250,000	21,530,000	23,780,000	0	0	23,780,000	37,280,000	13,500,000	
第6項他会計補助金	0	71,374,000	71,374,000	0	0	71,374,000	71,374,000	0	
第7項県補助金	0	17,644,000	17,644,000	0	0	17,644,000	17,405,000	△ 239,000	
第8項国庫補助金	0	0	0	0	0	0	2,332,000	2,332,000	

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定による繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の 規定による繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款資本的支出	1,064,943,000	119,705,000	0	1,184,648,000	0	0	1,184,648,000	1,106,055,276	0	0	0	78,592,724	(うち、仮払消費税及び地方消費税23,660,076)
第1項建設改良費	250,000,000	88,853,000	0	338,853,000	0	0	338,853,000	260,260,844	0	0	0	78,592,156	(うち、仮払消費税及び地方消費税23,660,076)
第2項企業債償還金	696,653,000	0	0	696,653,000	0	0	696,653,000	696,652,432	0	0	0	568	
第3項投資	56,520,000	0	0	56,520,000	0	0	56,520,000	56,520,000	0	0	0	0	
第4項基金積立金	61,770,000	30,852,000	0	92,622,000	0	0	92,622,000	92,622,000	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 361,375,676円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,087,246円、過年度分損益勘定留保資金 353,288,430円で補填いたしました。

2. 令和2年度 伊勢市病院事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

1. 医業収益

(1) 入院収益	3,978,244,922	
(2) 外来収益	1,831,148,310	
(3) 他会計負担金	49,870,000	
(4) その他医業収益	138,766,471	5,998,029,703

2. 医業費用

(1) 給与費	4,138,089,119	
(2) 材料費	1,320,598,602	
(3) 経費	1,244,652,974	
(4) 減価償却費	996,612,720	
(5) 資産減耗費	1,011,357	
(6) 研究研修費	35,307,572	7,736,272,344

医業損失 1,738,242,641

3. 健診収益

(1) 健診収益	291,966,239	291,966,239
----------	-------------	-------------

4. 健診費用

(1) 給与費	130,279,976	
(2) 材料費	5,588,231	
(3) 経費	34,113,223	
(4) 減価償却費	17,100,866	187,082,296

健診利益 104,883,943

5. 医業外収益

(1) 他会計補助金	530,235,120		
(2) 他会計負担金	442,660,000		
(3) 県補助金	452,931,000		
(4) 国庫補助金	149,171,947		
(5) 長期前受金戻入	447,959,344		
(6) その他医業外収益	38,754,692	2,061,712,103	
		<hr/>	

6. 医業外費用

(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	63,448,605		
(2) 雑損失	279,067,522		
(3) 負担金	5,408,687		
(4) 医業外雑費	30,027,800	377,952,614	1,683,759,489
経常利益		<hr/>	<hr/>
			50,400,791

当年度純利益

50,400,791

前年度繰越欠損金

2,198,735,868

当年度未処理欠損金

2,148,335,077

3. 令和2年度 伊勢市 病院事業剰余金計算書

(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金								資本合計
	自己資本金	資本 剰余金						利益剰余金		
		受贈財産 評価額	他会計補助金	工事負担金	寄附金	他会計負担金	資本剰余金 合計	未処理欠損金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	4,254,000,000	141,807,695	89,845,648	53,395,358	26,596,500	630,822,165	942,467,366	△ 2,224,735,868	△ 2,224,735,868	2,971,731,498
前年度処分額	0	0	0	0	0	△ 26,000,000	△ 26,000,000	26,000,000	26,000,000	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	△ 26,000,000	△ 26,000,000	26,000,000	26,000,000	0
欠損補填	0	0	0	0	0	△ 26,000,000	△ 26,000,000	26,000,000	26,000,000	0
処分後残高	4,254,000,000	141,807,695	89,845,648	53,395,358	26,596,500	604,822,165	916,467,366	(繰越欠損金) △ 2,198,735,868	△ 2,198,735,868	2,971,731,498
当年度変動額	0	0	0	0	11,898,600	56,520,000	68,418,600	50,400,791	50,400,791	118,819,391
他会計負担金の受入	0	0	0	0	0	56,520,000	56,520,000	0	0	56,520,000
寄附金の受入	0	0	0	0	11,898,600	0	11,898,600	0	0	11,898,600
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	50,400,791	50,400,791	50,400,791
当年度末残高	4,254,000,000	141,807,695	89,845,648	53,395,358	38,495,100	661,342,165	984,885,966	(当年度未処理欠損金) △ 2,148,335,077	△ 2,148,335,077	3,090,550,889

4. 令和2年度 伊勢市病院事業欠損金処理計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	4,254,000,000	984,885,966	△ 2,148,335,077
議会の議決による処分額	0	△29,400,000	29,400,000
欠損補填	0	△29,400,000	29,400,000
処分後残高	4,254,000,000	955,485,966	(繰越欠損金) △ 2,118,935,077

5. 令和2年度 伊勢市病院事業貸借対照表

(令 和 3 年 3 月 31 日)

(単位 円)

		資 産 の 部		
1. 固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産			
イ.	土 地		1,572,578,736	
ロ.	建 物	12,588,711,881		
	減 価 償 却 累 計 額	△880,958,293		11,707,753,588
ハ.	構 築 物	1,530,514,503		
	減 価 償 却 累 計 額	△75,707,697		1,454,806,806
ニ.	器 械 備 品	5,088,152,885		
	減 価 償 却 累 計 額	△2,208,148,128		2,880,004,757
ホ.	車 両	11,129,691		
	減 価 償 却 累 計 額	△6,896,238		4,233,453
	有 形 固 定 資 産 合 計			17,619,377,340
(2)	無 形 固 定 資 産			
イ.	電 話 加 入 権		3,562,685	
	無 形 固 定 資 産 合 計			3,562,685
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
イ.	長 期 貸 付 金		302,655,000	
ロ.	基 金		126,133,128	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			428,788,128
	固 定 資 産 合 計			18,051,728,153
2. 流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金		556,042,954	
(2)	未 収 金	1,218,434,452		
	貸 倒 引 当 金	△17,619,633		1,200,814,819
(3)	貯 蔵 品		36,913,728	
	流 動 資 産 合 計			1,793,771,501
	資 産 合 計			19,845,499,654

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良等企業債

11,830,832,915

企業債合計

11,830,832,915

(2) 引 当 金

イ. 退職給付引当金

1,570,240,791

引当金合計

1,570,240,791

固定負債合計

13,401,073,706

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ. 建設改良等企業債

708,955,386

企業債合計

708,955,386

(2) 未 払 金

775,756,784

(3) 引 当 金

イ. 賞与引当金

206,830,000

ロ. 法定福利費引当金

38,866,000

引当金合計

245,696,000

(4) その他流動負債

1,900,617

流動負債合計

1,732,308,787

5. 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

3,013,363,826

収益化累計額

△1,391,797,554

繰延収益合計

1,621,566,272

負債合計

16,754,948,765

資 本 の 部

6. 資本金

4,254,000,000

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 受贈財産評価額	141,807,695
ロ. 他会計補助金	89,845,648
ハ. 工事負担金	53,395,358
ニ. 寄附金	38,495,100
ホ. 他会計負担金	661,342,165

資本剰余金合計

984,885,966

(2) 欠損金

イ. 当年度未処理 欠損金	2,148,335,077
欠損金合計	2,148,335,077

剰余金合計

△1,163,449,111

資本合計

3,090,550,889

負債資本合計

19,845,499,654

1 令和2年度 伊勢市水道事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 水道事業収益	2,829,948,000	△14,986,000	2,814,962,000	2,828,239,587	13,277,587	(うち仮受消費税及び地方消費税 231,876,756)
第1項 営業収益	2,533,024,000	△17,051,000	2,515,973,000	2,532,336,973	16,363,973	(" 228,218,693)
第2項 営業外収益	296,924,000	2,065,000	298,989,000	295,902,614	△3,086,386	(" 3,658,063)

支出

区 分	予 算 額					決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	合 計				
第1款 水道事業費用	2,509,166,000	△38,557,000	0	0	2,470,609,000	2,402,044,540	0	68,564,460	(うち仮払消費税及び地方消費税 100,275,581)
第1項 営業費用	2,385,707,000	△36,721,000	0	△9,173,352	2,339,812,648	2,281,248,188	0	58,564,460	(" 100,018,009)
第2項 営業外費用	113,459,000	△1,836,000	0	9,173,352	120,796,352	120,796,352	0	0	(" 257,572)
第3項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	(" 0)

資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	770,767,000	21,252,000	792,019,000	371,157,000	0	1,163,176,000	886,980,529	△276,195,471	(うち仮受消費税及び地方消費税 763,529)
第1項 企業債	513,000,000	△91,000,000	422,000,000	280,400,000	0	702,400,000	548,100,000	△154,300,000	(" 0)
第2項 負担金	158,767,000	117,252,000	276,019,000	77,557,000	0	353,576,000	234,052,529	△119,523,471	(" 762,529) 翌年度繰越額にかかる財源充当額 1,647,800
第3項 出資金	30,000,000	0	30,000,000	13,200,000	0	43,200,000	41,000,000	△2,200,000	(" 0)
第4項 補助金	69,000,000	△5,000,000	64,000,000	0	0	64,000,000	63,817,000	△183,000	(" 0)
第5項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	11,000	11,000	(" 1,000)

支出

区 分	予 算 額					決算額	翌 年 度 繰 越 額			不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額		継続費 通次繰越額	合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額			継続費 通次繰越額
第1款 資本的支出	2,017,914,000	△189,002,000	0	1,828,912,000	630,000,000	2,458,912,000	1,761,072,195	390,000,000	0	390,000,000	307,839,805	(うち仮払消費税及び地方消費税 118,754,975)
第1項 建設改良費	1,651,987,000	△186,322,000	0	1,465,665,000	630,000,000	2,095,665,000	1,397,825,369	390,000,000	0	390,000,000	307,839,631	(" 118,754,975)
第2項 償還金	365,927,000	△2,680,000	0	363,247,000	0	363,247,000	363,246,826	0	0	0	174	(" 0)

(注) 資本的収入額(翌年度繰越額にかかる財源充当額1,647,800円を除く。)が資本的支出額に不足する額875,739,466円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,849,574円、建設改良積立金386,793,057円及び過年度分損益勘定留保資金396,096,835円で補填した。

2 令和2年度 伊勢市水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 給水収益	2,266,738,171	
(2) 受託工事収益	4,038,400	
(3) その他営業収益	<u>33,341,709</u>	2,304,118,280

2 営業費用

(1) 原水費	768,520,094	
(2) 配水及び給水費	311,271,893	
(3) 受託工事費	9,837,226	
(4) 総係費	196,757,625	
(5) 減価償却費	839,723,335	
(6) 資産減耗費	<u>55,120,006</u>	<u>2,181,230,179</u>

営業利益

122,888,101

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	1,647,476	
(2) 長期前受金戻入	248,767,366	
(3) 雑収益	6,923,709	
(4) 加入金	<u>34,906,000</u>	292,244,551

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取崩諸費	78,526,274	
(2) 雑支出	<u>5,199,324</u>	<u>83,725,598</u>
		<u>208,518,953</u>

経常利益

331,407,054

当年度純利益	331,407,054
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	<u>386,793,057</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>718,200,111</u></u>

3 令和2年度 伊勢市 水道事業剰余金計算書

(令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金					資本合計
		資本剰余金		利益剰余金			
		受贈財産 評価額	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	15,180,725,536	23,129,245	23,129,245	0	798,463,451	798,463,451	16,002,318,232
前年度処分額	411,670,394	0	0	386,793,057	△ 798,463,451	△ 411,670,394	0
議会の議決による処分額	411,670,394	0	0	386,793,057	△ 798,463,451	△ 411,670,394	0
利益剰余金の処分 (その他未処分利益剰余金変動額)	411,670,394	0	0	0	△ 411,670,394	△ 411,670,394	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	386,793,057	△ 386,793,057	0	0
処分後残高	15,592,395,930	23,129,245	23,129,245	386,793,057	(繰越利益剰余金) 0	386,793,057	16,002,318,232
当年度変動額	41,000,000	0	0	△ 386,793,057	718,200,111	331,407,054	372,407,054
一般会計出資金の受入	41,000,000	0	0	0	0	0	41,000,000
積立金の目的使用	0	0	0	△ 386,793,057	386,793,057	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	331,407,054	331,407,054	331,407,054
当年度末残高	15,633,395,930	23,129,245	23,129,245	0	(当年度未処分利益剰余金) 718,200,111	718,200,111	16,374,725,286

4 令和2年度 伊勢市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	15,633,395,930	23,129,245	718,200,111
議会の議決による処分額	386,793,057	0	△ 718,200,111
資本金への組入	386,793,057	0	△ 386,793,057
建設改良積立金の積立	0	0	△ 331,407,054
処分後残高	16,020,188,987	23,129,245	(繰越利益剰余金) 0

5 令和2年度 伊勢市水道事業貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地 1,416,054,553

ロ 建 物 778,209,564

減 価 償 却 累 計 額 △ 522,382,819 255,826,745

ハ 構 築 物 37,763,535,286

減 価 償 却 累 計 額 △ 15,812,737,581 21,950,797,705

ニ 機 械 及 び 装 置 3,338,451,882

減 価 償 却 累 計 額 △ 2,413,473,230 924,978,652

ホ 車 両 運 搬 具 59,915,508

減 価 償 却 累 計 額 △ 47,486,443 12,429,065

ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品 66,381,336

減 価 償 却 累 計 額 △ 55,705,700 10,675,636

ト 建 設 仮 勘 定 269,624,671

有 形 固 定 資 産 合 計 24,840,387,027

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 施 設 利 用 権 62,093,908

ロ ソ フ ト ウ ェ ア 10,409,640

無 形 固 定 資 産 合 計 72,503,548

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券 200,000,000

投 資 そ の 他 の 資 産 合 計 200,000,000

固 定 資 産 合 計 25,112,890,575

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 2,295,780,967

(2) 未 収 金 294,733,925

貸 倒 引 当 金 △ 64,625,431 230,108,494

(3) 貯 蔵 品 34,958,379

流 動 資 産 合 計 2,560,847,840

資 産 合 計 27,673,738,415

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>4,881,435,070</u>		
企業債合計		4,881,435,070	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金	278,557,408		
ロ特別修繕引当金	<u>125,328,000</u>		
引当金合計		<u>403,885,408</u>	
固定負債合計			5,285,320,478

4 流動負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>387,286,072</u>		
企業債合計		387,286,072	
(2) 未払金		335,997,118	
(3) 預り金		5,829,408	
(4) 引当金			
イ賞与引当金	19,320,432		
ロ法定福利費引当金	<u>3,733,466</u>		
引当金合計		<u>23,053,898</u>	
流動負債合計			752,166,496

5 繰延収益

(1) 長期前受金		11,363,107,403	
(2) 収益化累計額		<u>△ 6,101,581,248</u>	
繰延収益合計			<u>5,261,526,155</u>
負債合計			<u><u>11,299,013,129</u></u>

資 本 の 部

6	資 本 金		15,633,395,930
7	剰 余 金		
(1)	資 本 剰 余 金		
	イ受贈財産評価額	<u>23,129,245</u>	
	資 本 剰 余 金 合 計		23,129,245
(2)	利 益 剰 余 金		
	イ当年度未処分利益剰余金	<u>718,200,111</u>	
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>718,200,111</u>
	剰 余 金 合 計		<u>741,329,356</u>
	資 本 合 計		<u>16,374,725,286</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>27,673,738,415</u>

1 令和2年度 伊勢市下水道事業決算報告書

収益的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	3,799,287,000	△23,864,000	0	3,775,423,000	3,774,227,062	△1,195,938	(うち仮受消費税及び地方消費税 100,695,124)
第1項 営業収益	1,483,240,000	△61,537,000	0	1,421,703,000	1,416,364,940	△5,338,060	(" 100,488,337)
第2項 営業外収益	2,316,047,000	37,673,000	0	2,353,720,000	2,347,004,484	△6,715,516	(" 206,787)
第3項 特別利益	0	0	0	0	10,857,638	10,857,638	(" 0)

支出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計					地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額
第1款 下水道事業費用	3,588,974,000	△21,980,000	0	0	0	3,566,994,000	0	3,566,994,000	3,501,392,161	65,601,839	(うち仮払消費税及び地方消費税 85,418,535)
第1項 営業費用	3,069,455,000	△12,293,000	0	0	0	3,057,162,000	0	3,057,162,000	3,002,908,313	54,253,687	(" 85,080,322)
第2項 営業外費用	509,519,000	△9,687,000	0	0	0	499,832,000	0	499,832,000	498,483,848	1,348,152	(" 338,213)
第3項 予備費	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	10,000,000	(" 0)

資本的収入及び支出

収入

(単位 円)

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額				合 計
第1款 資本的収入	3,199,491,000	179,709,000	3,379,200,000	1,445,900,000	0	4,825,100,000	3,115,648,382	△1,709,451,618	(うち仮受消費税及び地方消費税 721)
第1項 企業債	1,894,200,000	111,900,000	2,006,100,000	917,500,000	0	2,923,600,000	1,791,500,000	△1,132,100,000	(" 0)
第2項 負担金	376,141,000	△22,341,000	353,800,000	0	0	353,800,000	354,916,500	1,116,500	(" 0) 翌年度繰越額にかかる財源充当額 7,450,512
第3項 国庫補助金	929,150,000	90,150,000	1,019,300,000	528,400,000	0	1,547,700,000	969,092,519	△578,607,481	(" 0)
第4項 寄附金 その他の収入	0	0	0	0	0	0	139,363	139,363	(" 721)

支出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継 続 費 通次繰越額		合 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越額	継 続 費 通次繰越額			合 計
第1款 資本的支出	4,817,222,000	207,998,000	0	5,025,220,000	1,594,000,000	0	6,619,220,000	4,651,728,804	1,763,000,000	0	1,763,000,000	204,491,196	(うち仮払消費税及び地方消費税 254,721,869)
第1項 建設改良費	3,221,870,000	215,313,000	0	3,437,183,000	1,594,000,000	0	5,031,183,000	3,064,697,160	1,763,000,000	0	1,763,000,000	203,485,840	(" 254,721,869)
第2項 企業債償還金	1,593,802,000	△7,315,000	0	1,586,487,000	0	0	1,586,487,000	1,586,486,224	0	0	0	776	(" 0)
第3項 受益者負担金 返還金	550,000	0	0	550,000	0	0	550,000	0	0	0	0	550,000	(" 0)
第4項 諸支出金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	545,420	0	0	0	454,580	(" 0)

(注)資本的収入額(翌年度繰越額にかかる財源充当額7,450,512円を除く。)が資本的支出額に不足する額1,543,530,934円は、 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,564,871円、繰越工事資金1,734,935円、減債積立金135,224,518円、過年度分損益勘定留保資金1,256,006,610円で補填した。

2 令和2年度 伊勢市下水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	1,004,393,771	
(2) 他会計負担金	310,623,393	
(3) その他営業収益	<u>859,439</u>	1,315,876,603

2 営業費用

(1) 汚水管渠費	61,242,264	
(2) 雨水管渠費	7,620,469	
(3) 流域下水道維持管理負担金	544,712,730	
(4) ポンプ場費	110,128,386	
(5) 処理場費	81,379,043	
(6) 普及促進費	45,170,131	
(7) 業務費	98,041,495	
(8) 総係費	146,330,172	
(9) 汚水減価償却費	1,368,527,483	
(10) 雨水減価償却費	403,143,762	
(11) 資産減耗費	<u>51,532,056</u>	<u>2,917,827,991</u>

営業損失

1,601,951,388

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	42,190	
(2) 他会計負担金	1,102,851,000	
(3) 他会計補助金	206,931,000	
(4) 県補助金	313,000	
(5) 長期前受金戻入	917,094,852	
(6) 雑収益	<u>2,970,802</u>	2,230,202,844

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	493,863,059		
(2) 雑支出	<u>22,976,005</u>	<u>516,839,064</u>	<u>1,713,363,780</u>

経常利益 111,412,392

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	<u>10,857,638</u>	<u>10,857,638</u>	<u>10,857,638</u>
--------------	-------------------	-------------------	-------------------

当年度純利益 122,270,030

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 135,224,518

当年度未処分利益剰余金 257,494,548

3 令和2年度 伊勢市下水道事業剰余金計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

	資本金	剰余金									資本合計
		資本剰余金						利益剰余金			
		受贈財産 評価額	他会計負担金	周辺環境整備 事業負担金	補助金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	7,388,364,413	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	0	341,750,276	341,750,276	8,496,461,097
前年度処分額	206,525,758	0	0	0	0	0	0	135,224,518	△ 341,750,276	△ 206,525,758	0
議会の議決による処分額	206,525,758	0	0	0	0	0	0	135,224,518	△ 341,750,276	△ 206,525,758	0
利益剰余金の処分 (その他未処分利益剰余金変動額)	206,525,758	0	0	0	0	0	0	0	△ 206,525,758	△ 206,525,758	0
減債積立金への積立	0	0	0	0	0	0	0	135,224,518	△ 135,224,518	0	0
処分後残高	7,594,890,171	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	135,224,518	(繰越利益剰余金) 0	135,224,518	8,496,461,097
当年度変動額	0	0	0	0	0	0	0	△ 135,224,518	257,494,548	122,270,030	122,270,030
積立金の目的使用	0	0	0	0	0	0	0	△ 135,224,518	135,224,518	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	122,270,030	122,270,030	122,270,030
当年度末残高	7,594,890,171	138,083,020	282,198,153	53,565,180	216,649,080	75,850,975	766,346,408	0	(当年度未処分利益剰余金) 257,494,548	257,494,548	8,618,731,127

4 令和2年度 伊勢市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金
当年度末残高	7,594,890,171	766,346,408	257,494,548
議会の議決による処分額	135,224,518	0	△ 257,494,548
資本金への組入	135,224,518	0	△ 135,224,518
減債積立金への積立	0	0	△ 122,270,030
処分後残高	7,730,114,689	766,346,408	(繰越利益剰余金) 0

5 令和2年度 伊勢市下水道事業貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 汚水有形固定資産

イ土	地		367,464,507	
ロ立	木		3,119,863	
ハ建	物	1,188,020,172		
減価償却累計額		<u>△ 540,080,102</u>	647,940,070	
ニ構	築物	60,441,449,544		
減価償却累計額		<u>△ 12,639,217,549</u>	47,802,231,995	
ホ機	械及び装置	3,157,285,788		
減価償却累計額		<u>△ 2,290,372,577</u>	866,913,211	
ヘ車	両運搬具	7,541,438		
減価償却累計額		<u>△ 6,544,380</u>	997,058	
ト工	具、器具及び備品	26,497,226		
減価償却累計額		<u>△ 21,528,604</u>	4,968,622	
チ建	設仮勘定		<u>884,065,140</u>	

汚水有形固定資産合計 50,577,700,466

(2) 雨水有形固定資産

イ土	地		1,026,091,801	
ロ建	物	2,711,652,717		
減価償却累計額		<u>△ 803,998,506</u>	1,907,654,211	
ハ構	築物	6,783,664,830		
減価償却累計額		<u>△ 1,868,573,099</u>	4,915,091,731	
ニ機	械及び装置	5,686,370,039		
減価償却累計額		<u>△ 2,635,612,498</u>	3,050,757,541	
ホ工	具、器具及び備品	3,771,849		
減価償却累計額		<u>△ 3,136,648</u>	635,201	
ヘ建	設仮勘定		<u>239,342,320</u>	

雨水有形固定資産合計 11,139,572,805

(3) 汚水無形固定資産			
イ流域下水道施設利用権	7,987,959,615		
ロ電話加入権	75,000		
ハソフトウェア	<u>16,845,558</u>		
汚水無形固定資産合計		<u>8,004,880,173</u>	
固定資産合計			69,722,153,444

2 流動資産

(1) 現金預金		1,558,952,864	
(2) 未収金	363,033,267		
貸倒引当金	<u>△ 7,984,113</u>	<u>355,049,154</u>	
流動資産合計			<u>1,914,002,018</u>
資産合計			<u><u>71,636,155,462</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>31,498,911,979</u>		
企業債合計		31,498,911,979	
(2) 引当金			
イ退職給付引当金	<u>204,490,300</u>		
引当金合計		<u>204,490,300</u>	
固定負債合計			31,703,402,279

4 流動負債

(1) 企業債			
イ建設改良等企業債	<u>1,677,925,638</u>		
企業債合計		1,677,925,638	
(2) 未払金		728,572,531	
(3) 預り金		9,252,594	

(4) 引当金		
イ賞与引当金	18,229,388	
ロ法定福利費引当金	<u>3,521,162</u>	
引当金合計		<u>21,750,550</u>
流動負債合計		2,437,501,313

5 繰延収益

(1) 長期前受金		40,762,549,002
(2) 収益化累計額		<u>△ 11,886,028,259</u>
繰延収益合計		<u>28,876,520,743</u>
負債合計		<u><u>63,017,424,335</u></u>

資 本 の 部

6 資本金		7,594,890,171
-------	--	---------------

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	138,083,020	
ロ他会計負担金	282,198,153	
ハ周辺環境整備事業負担金	53,565,180	
ニ補助金	216,649,080	
ホその他資本剰余金	<u>75,850,975</u>	
資本剰余金合計		766,346,408
(2) 利益剰余金		
イ当年度未処分利益剰余金	<u>257,494,548</u>	
利益剰余金合計		<u>257,494,548</u>
剰余金合計		<u>1,023,840,956</u>
資本合計		<u>8,618,731,127</u>
負債資本合計		<u><u>71,636,155,462</u></u>

伊勢市告示第 154 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
高向令 3 - 2 号線	御菌町高向字的場 2107 番 7 地先		
	御菌町高向字的場 2107 番 10 地先		
湯田令 3 - 3 号線	小俣町湯田 893 番 1 地先		
	小俣町湯田 896 番地先		
新村令 3 - 4 号線	小俣町新村字せゝなげ 555 番 39 地先		
	小俣町新村字せゝなげ 555 番 73 地先		
藤里令 3 - 5 号線	藤里町字久三丸 494 番 1 地先		
	藤里町字久三丸 496 番 3 地先		
藤里令 3 - 6 号線	藤里町字久三丸 496 番 2 地先		
	藤里町字久三丸 496 番 10 地先		
藤里令 3 - 7 号線	藤里町字久三丸 496 番 2 地先		
	藤里町字久三丸 496 番 15 地先		

伊勢市告示第 155 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	高向令 3 - 2 号線	6.0 ~ 13.1	52.1
市道	湯田令 3 - 3 号線	6.0 ~ 13.0	53.2
市道	新村令 3 - 4 号線	6.0 ~ 13.1	55.6
市道	藤里令 3 - 5 号線	6.0 ~ 11.7	223.9
市道	藤里令 3 - 6 号線	6.0 ~ 13.1	28.2
市道	藤里令 3 - 7 号線	6.0 ~ 12.8	35.8

伊勢市告示第 156 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
高向令 3 - 2 号 線	御菌町高向字的場 2107 番 7 地先 御菌町高向字的場 2107 番 10 地先	令和 3 年 10 月 7 日
湯田令 3 - 3 号 線	小俣町湯田 893 番 1 地先 小俣町湯田 896 番地先	令和 3 年 10 月 7 日
新村令 3 - 4 号 線	小俣町新村字せゝなげ 555 番 39 地先 小俣町新村字せゝなげ 555 番 73 地先	令和 3 年 10 月 7 日
藤里令 3 - 5 号 線	藤里町字久三丸 494 番 1 地先 藤里町字久三丸 496 番 3 地先	令和 3 年 10 月 7 日
藤里令 3 - 6 号 線	藤里町字久三丸 496 番 2 地先 藤里町字久三丸 496 番 10 地先	令和 3 年 10 月 7 日
藤里令 3 - 7 号 線	藤里町字久三丸 496 番 2 地先 藤里町字久三丸 496 番 15 地先	令和 3 年 10 月 7 日

伊勢市告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 3 年 10 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

上地町八幡組

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市上地町 1468 番地から 1468 番地 1 まで、1474 番地から 1475 番地まで、1477 番地 1 から 1481 番地まで、1495 番地 1、1501 番地から 1502 番地まで、1510 番地 2、1807 番地から 1807 番地 1 まで、1814 番地 2、1815 番地 1 から 1823 番地 1 まで、1825 番地 1、1826 番地から 1827 番地 2 まで、4095 番地 1 から 4095 番地 2 までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、会長の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

川 口 光 一

伊勢市上地町 1477 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任
の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

令和 3 年 10 月 5 日

伊勢市告示第 158 号

令和 3 年 7 月 13 日伊勢市告示第 136 号（収納の事務の委託について）の
一部を次のように変更します。

令和 3 年 10 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

第 2 項中「令和 3 年 9 月 30 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

伊勢市教育委員会告示第 15 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 3 年 10 月 12 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 3 年 10 月 18 日（金）午後 7 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 58 号 奨学生の決定について
 - 議案第 59 号 伊勢市教育委員会における伊勢市情報通信技術を活用した
行政の推進に関する条例施行規則の制定について
 - 議案第 60 号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
 - 議案第 61 号 伊勢市教育集会所条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 23 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により、令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和 3 年 10 月 23 日
(年齢については、令和 3 年 10 月 31 日とする。)
- 2 登録を行う日
令和 3 年 10 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

提出場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東館 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

(ただし、10 月 24 日午前に限り、伊勢市長選挙については伊勢市役所東館 4 階 5 - 4 会議室、伊勢市議会議員選挙については伊勢市役所本館 3 階委員会室とします)

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋 209 番地 | 二見公民館 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |
| 5 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番 1 | ミタス伊勢 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 令和 3 年 10 月 24 日（日） 午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東館 5 階
5 - 4 会議室 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 28 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

- 1 伊勢市長選挙の投票
- 2 伊勢市議会議員選挙の投票

伊勢市選挙管理委員会告示第 29 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙に伴い、令和 3 年 10 月 5 日から同年 10 月 31 日までの間は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号) 第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、令和 3 年 11 月 1 日以後に延期します。

令和 3 年 10 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 30 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う場所及び日時を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東館 5 階
5 - 4 会議室 |
| 2 | 日 時 | 令和 3 年 10 月 19 日 (火) 午後 6 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 31 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票用紙等の交付
場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|---------------------|------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東館 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町茶屋 209 番地 | 二見公民館 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |
| 5 | 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 | ミタス伊勢 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 32 号

令和 3 年 10 月 31 日執行予定の衆議院議員総選挙に伴い、令和 3 年 10 月 5 日以降
同年 10 月 22 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し
書の規定により、選挙人名簿の移替えは、これを行わず令和 2 年 10 月 23 日以後に延
期します。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の公示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の公示の日の前々日からと定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 34 号

令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員総選挙における伊勢市開票区の開票の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 場 所 | 伊勢市神田久志本町 1704 番地
皇學館大学総合体育館 |
| 2 | 日 時 | 令和 3 年 10 月 31 日（日） 午後 9 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

令和 3 年 10 月 31 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における伊勢市開票区
の開票の日時を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

日 時 令和 3 年 10 月 31 日 (日) 午後 9 時 30 分

伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

令和 3 年 10 月 31 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される
最高裁判所裁判官の氏名及び最高裁判所の裁判官に任命された年月日の掲示場所は、
各投票所内と定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

伊勢市選挙管理委員会告示第 37 号

令和 3 年 10 月 31 日執行の最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票用紙等の
交付場所を、下記のとおり定めます。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所東館 4 階伊勢市選挙管理委員会室
- 2 伊勢市二見町茶屋 209 番地 二見公民館
- 3 伊勢市小俣町元町 540 番地 小俣公民館
- 4 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 御菌公民館
- 5 伊勢市船江 1 丁目 471 番地 1 ミタス伊勢

伊勢市農業委員会告示第 11 号

伊勢市農業委員会第 190 回総会を次のとおり招集します。

令和 3 年 10 月 12 日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 3 年 10 月 15 日（金）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御園公民館 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 非農地証明願について
 - 議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 3 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
426	株式会社 NBC	伊勢市辻久留町 537 番地 2	令和 3 年 9 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
110	株式会社 奥野建設	伊勢市宮後 3 丁目 7 番 26 号	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
118	H I R A O 設備工業	伊勢市船江 2 丁目 33 番 72 号	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
127	有限会社 田中土木建 設	伊勢市中村町 1012 番地	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
131	有限会社 東倉鉄工所	伊勢市二見町 茶屋 257 番地 2	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
147	株式会社 石塚	伊勢市神田久 志本町 1717 番 地 2	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
149	株式会社 丸宗土建	伊勢市黒瀬町 917 番地 163	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
153	小掠工業	多気郡明和町 明星 1282 番地 2	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
155	有限会社 中村松兵衛 商店	鳥羽市鳥羽 3 丁目 31 番地 26 号	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日

157	有限会社 松井総業	多気郡明和町 大字斎宮 4560 番地 4	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
160	有限会社 みずポリス 三重	松阪市中道町 505 番地 1	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
161	株式会社 森組	伊勢市円座町 1005 番地	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
165	株式会社 竹内土木	伊勢市下野町 600 番地 24	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
166	株式会社 モリ京	志摩市阿児町 鶴方 2009 番地 1	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
170	シンフォニ アエンジニア リング 株式会社	伊勢市竹ヶ鼻 町 99 番地 96	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
172	株式会社 野七	伊勢市吹上 2 丁目 6 番 32 号	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
173	向井水道	志摩市阿児町 立神 2982 番地 1	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
179	株式会社 設備ナカガ ワ	松阪市船江町 584 番地 19	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
184	株式会社 藤原建設	伊勢市浦口 2 丁目 3 番地 25 号	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
185	向原水道 株式会社	志摩市磯部町 恵利原 1090 番 地 1	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
187	池田住設	志摩市阿児町 国府 1080 番地 64	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
188	株式会社 原田組	伊勢市大湊町 264 番地 158	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日
190	浜口土木 株式会社	伊勢市村松町 3990 番地	令和 3 年 9 月 30 日	令和 8 年 9 月 29 日

伊勢市公告第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 3 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第57号

所有者の判明しない犬の引取りについて

次の犬を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

令和3年10月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りをした犬

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	岩淵3丁目	犬	トイ プー ドル	茶	雌	小	91日 以上	長毛

2 引取りをした日 令和3年9月29日

3 収容期限 令和3年10月7日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 58 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 3 年 10 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
湯田東部公園	伊勢市小俣町湯田 486 番 14	110

供用開始の期日 令和 3 年 10 月 8 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 59 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 10 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省 略	省 略

伊勢市公告第 60 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 10 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

伊勢市監査委員公表第4号

令和2年度定期監査等結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年10月14日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	辻	孝記

定期監査等結果に対する措置状況

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
文化政策課 （機構改革により教育委員会事務局から移管）	（１）同一施設の屋根の修繕業務について、同じ時期に実施しているにも関わらず、２件の業務として実施している事例があった。１件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減につながらないか検討いただきたい。	「措置済み」 修繕業務の発注時に、契約の集約化、効率化を図るよう心掛けます。

【資産経営部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
資産経営課	（１）統合に伴い閉校となった学校の運動場及び体育館の使用について、目的外使用許可の取扱いとして要綱に定め対応しているが、使用料については条例で定めるべきであると考えてるので検討いただきたい。	「検討中」 統合に伴い閉校となった学校の利活用方法について、法人、個人、地元団体等と話し合いを行っています。 今後、利活用方法について方針が決まった後に条例化等を検討していきます。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
戸籍住民課 支所	（１）会計年度任用職員制度の開始により、支所長が一人で勤務する時間帯がある。勤務体制や支所の開所時間の見直しが必要と考えるが、検討いただきたい。	「措置済み」 会計年度職員が休暇取得する日は、出勤している会計年度任用職員を時間外対応にして、支所長の一人勤務時間帯を解消しています。

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
保育課	（１）社会福祉法人一宇郷福祉会が運営するみどり保育園に対して児童送迎バス負担金を覚書に基づき交付しているが、本負担金の算定基準は要綱等で規定するべきで	「実施中」 児童送迎バス負担金に関する覚書について、締結から約 30 年が経過し、現状と合わない内容が含まれることから、内容の見直しを行い、令和 4 年 4 月 1 日に新たに

	<p>あると考える。覚書の内容の見直しについても検討いただきたい。</p> <p>(2) 公立保育所の定員は施設面積に応じて設定されているが、一部の保育所でその定員と利用者数の差が大きいところがある。実情に合わせた定員の見直しを検討いただきたい。</p> <p>(3) 公立保育所の一部に公用車が配置されているが、偏りのないよう適正な配置を検討いただきたい。</p>	<p>「辺地にある保育所の児童送迎に関する覚書」を法人と締結するよう予定しています。</p> <p>なお、負担金額については、毎年度当初に、市と法人で事業に要する経費の協議を行い、負担額を決定しています。</p> <p>「実施中」</p> <p>保育所の定員については、子ども・子育て支援事業計画におけるサービスの見込み量をふまえて、検討を行っていきます。</p> <p>「実施中」</p> <p>令和3年1月から、きらら館に公用車を配置しました。使用率を考慮しながら、その他の園についても配置を検討していきます。</p>
--	---	---

【産業観光部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
観光振興課	<p>(1) 飲食店・宿泊施設応援事業として、クラウドファンディングを活用したプレミアム付き応援券を発行しており、対象となる店舗が閉店した際に支援金（寄附金）を他の店舗に振り替えている。事業の目的は理解できるが、そのような措置は制度に沿っていないように思われるので、今後同様の事業に取り組まれる場合には、支援者に対して制度の説明を十分に行い、進めていただきたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>本事業は、応援を契機とした本市への来訪促進を目的の一つとして実施したこともあり、共同事業の相手方である（公社）伊勢市観光協会と事前協議のうえで対応したところです。</p> <p>現在のところ、同様の事業の具体的な予定はございませんが、事業実施の際には、事業の内容や趣旨について、十分な説明を行い進めてまいります。</p>

【都市整備部】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
------	----------	------

住宅政策課	(1) 民法改正により契約書に極度額の明記が必須となったが、極度額の基準は要綱等で規定すべきであると考えるので検討いただきたい。	「検討中」 令和3年度中に市営住宅管理条例施行規則等へ記載する方向で検討しています。
-------	--	---

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
教育総務課	(1) 同一施設における修繕業務について、同じ時期に同様の設備を修繕しているにも関わらず、2件の業務として実施している事例があった。1件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減につながるか検討いただきたい。	「措置済み」 修繕業務について、適正な事務及び経理処理を行いつつ、効率化を図るように今後も進めていきます。
学校教育課	(1) 伊勢薬剤師会に委託した、学校における飲料水の水質検査において、日常点検の実施及びその記録の保管状況が不適とされている事例があった。日常点検は努力義務であり、その実施状況は学校により様々である。全校での実施を検討いただきたい。	「措置済み」 日常点検についてはすべての学校で実施していますが、一部の学校で不適となったのは、日常点検の記録が保存されていなかったためであり、今後は、検査員の助言に基づき記録を保管するよう全校に指導しました。
スポーツ課	(1) スポーツクラブ等の団体に対して負担金を支出しているが、当該金額の算定基準を要綱等で規定すべきであると考えます。検討いただきたい。	「実施中」 各種スポーツ団体への負担金算出根拠については、交付基準を定めるため整理しているところです。

伊勢市監査委員公表第5号

令和2年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年10月14日

伊勢市監査委員	畑	芳嗣
伊勢市監査委員	中井	豊
伊勢市監査委員	辻	孝記

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【公益社団法人シルバー人材センター】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
商工労政課	① 補助金額は、国の交付要綱及び執行方針に基づき支出しているが、当該金額の算定基準は市の要綱等で規定すべきであると考えてるので検討していただきたい。	「措置済み」 今年度より市の算定基準を明確にし、交付決定の起案文書に明記しました。

【厚生地区まちづくりの会、小俣まちづくり協議会】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
市民交流課	①事業の実施内容については、実績報告書及び決算書により報告を受けているが、交付金が目的に沿って活用されているか、経理関係書類をもとに十分に照査し、適切に指導されたい。	「実施中」 当課職員及び地区担当職員（管理職職員）において、まちづくり協議会が交付金を目的に沿って適切に活用しているかを適宜把握し、助言・指導を行っています。 また、各まちづくり協議会においても、監事を置き、適切な審査をしています。